

2022年9月21日

お客さま各位

北海道医師会指定保険代理店
株式会社メディコ北海道

新型コロナウイルス感染症に関する「入院保険金等」の取扱いのご案内

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症における「医師の管理下」に基づく自宅等での療養に関する保険金のお支払いについて、下記のとおりいたしますので、ご確認ください。

末筆ではございますが、お客さまの今後益々のご繁栄を心から祈念申し上げます。

敬具

記

1. 内容

医師に「新型コロナウイルス感染症」と診断された日が 2022年9月26日以降 の場合、宿泊施設・自宅での療養を「入院」とみなして保険金をお支払いする取扱いの対象を「重症化リスクの高い方(※)」とします。

(※)以下の方をいいます。

- ・65歳以上の方
- ・入院を要する方
- ・重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ罹患により酸素投与が必要な方
- ・妊婦

<「入院」とみなす適用範囲 イメージ図>

治療・療養の場所		病院・診療所	宿泊施設・自宅	
対象の方		全ての方	重症化リスクの高い方	左記以外の方
医師に 新型コロナウイルス感染症 と診断された日	2022年 9月25日以前	— (約款上の入院に該当)	○	○
	2022年 9月26日以降	— (約款上の入院に該当)	○	×

2. 対象のご契約

保険種目：所得補償保険

証券番号：912100G088

保険始期：2022年1月1日

(注) 現在のお引受条件は、保険証券・加入者証等でご確認ください。

保険種目：役職員傷害保険（医師賠償責任保険オプション）

証券番号：9122172001

保険始期：2022年7月1日

（注）現在のお引受条件は、保険証券・加入者証等でご確認ください。

3. 背景

・当社の保険約款において「入院」の定義は、「自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること」等としており、これらの条件を全て満たすことによって入院保険金をお支払いすることになっています。

・新型コロナウイルス感染症の拡大を受け2020年4月以降は、病院への入院が必要であるにもかかわらず、病床ひっ迫等の事情により入院することができないお客さまに対する特別措置として、宿泊施設や自宅での療養が行われた場合についても、「入院」とみなし、保険金をお支払いしてきました。これは保険約款の「入院」の定義には該当しないものの、感染症法上は入院勧告・措置の対象であること、保健所等で健康観察が行われること等を踏まえ、お客さま保護の観点から時限的措置として開始したものです。

・その後、新型コロナウイルスの感染者数が急速に増加する中で、重症者の割合はこれまでと比べて低い水準となり、入院による治療を必要としない軽症者・無症状者の割合は高まっています。

・このような状況の中、政府は新型コロナウイルス感染症に係る発生届の範囲を、2022年9月26日以降、全国一律に、重症化リスクの高い方に限定することとしました。

・こうした状況変化を踏まえ、発生届の対象とならない方における入院の必要性や今般の政府における措置等に鑑み、2022年9月26日以降の「みなし入院」の適用範囲について、上記のとおりとします。

ご不明な点等ございましたら、株式会社メディコ北海道までご相談ください。

以上